

第1回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成 17 年 9 月 13 日 (火)
午 前 10 時 ～ 12 時
三菱ビル10F コンファレンススクエアM+ ミート1+2

〔出席者〕

(委員) 阿刀田分科会長, 前田主査, 林副主査, 阿辻, 岩淵, 甲斐, 金武, 小池,
杉戸, 松岡, 松村各委員 (計 11 名)

(文部科学省・文化庁) 平林国語課長, 氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会漢字小委員会委員名簿
- 2 文化審議会国語分科会漢字小委員会の議事の公開について (案)
- 3 国語分科会で今後取り組むべき課題について (抜粋)
- 4 漢字に関する調査結果について (2)

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会運営規則
- 2 文化審議会国語分科会の議事の公開について
- 3 これまでの漢字政策について (付: 人名用漢字・JIS 漢字)

〔経過概要〕

- 1 事務局から, 出席者の紹介があった。
- 2 文化審議会国語分科会運営規則に基づいて, 委員の互選により, 前田委員が漢字小委員会主査に選出された。
- 3 文化審議会国語分科会運営規則に基づいて, 前田主査が林委員を副主査に指名し, 了承された。
- 4 事務局から配布資料の確認があった。
- 5 事務局から, 配布資料 2 「文化審議会国語分科会漢字小委員会の議事の公開について (案)」の説明があり, 了承された。
- 6 事務局から, 配布資料 3, 4 及び参考資料 3 についての説明が行われた。説明に対する質疑応答の後, 配布資料 3, 4 に基づいて意見交換を行った。
- 7 次回の漢字小委員会は, 10 月 31 日 (月) の午前 10 時から 12 時まで開催することが確認された。会場については事務局から改めて連絡することとされた。
- 8 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○阿辻委員

大変分かりやすい御説明をいただきまして, 問題は幾つかの点に, かなり入り組んだ形で展開していると思います。

個別具体的な事柄を考えていくよりも, まず, これまでのいきさつも考えまして, かつての国語審議会, あるいは現在のこの国語分科会という場で我々が討論した結果

が、他の規格、人名用漢字とか、あるいはJ I Sとかという部分にどのように有機的に反映されていくのか。

あるいは、逆に、例えば人名用漢字が変更になっても、その結果だけがこちらの方にポンと届けられてくる。意見はあるけれども、具体的にそれが反映されるという形では他の規格は制定されていない。かつての状況よりは改善されているとは思いますが、文部科学省・文化庁ライン、法務省ライン、経済産業省ラインと、相変わらず、三つの規格が独立して縦割りにやっているという状況は、多分現状でもまだ変わっていないという気がいたします。

私個人が理想と考えるのは、例えば、どこかの省庁が漢字に関する規格を制定する段階で、あらかじめ、「このようにしようと思うのだけれども」という相談を持ち掛けてきてもらえるような組織、例えばこの会がそれであるとすればいいなと思うのであります。しかし、結果だけを与えられて考えていくから、後手後手に回るということが起こってくるのだらうと思うんですね。

言わば、「顧問」というのは言い過ぎかもしれませんが、国語あるいは漢字にかかわることであれば、どの省庁での仕事であっても一言相談を受けられる、あるいは諮問されるというような形で審議が進めていけたら、ばらつきというのは減ってくるのではないかという気がするのです。それを実際にはどのような形でどうすればいいかというのは、ちょっと大きな問題であります。この全体を考えまして、個別具体的な問題はもちろんいろいろ私にも考えはありますけれども、取りあえず、大所高所から眺めるということができる体制を作っていくことが重要ではないか、という気がいたします。

○阿刀田分科会長

国語分科会と言っても、世の中の人はまだよく分からなくて、「国語審議会のことがこのごろこう呼ばれるようになったのだ」と言って、初めて分かっていたいて、そして「本当に名ばかりですが、私が会長をやっている」と言うと、もうみんな疑わしい目つきで、「そんなものをお前ができるはずがない。何か日本は非常に間違ったところに入っているのではないか」というような目で見られます。

私も「そうだな」と内心は思っているのですが、ただ、世の中の皆さんが、かつての国語審議会、今では国語分科会ですけれども、それに寄せる信頼というのですか、若干非難も含めてかもしれませんが、「そこがちゃんとやってくれなくては困る」という考えを持っていることは、もうほとんど間違いないわけです。人名用漢字のことは法務省が、J I S関係のことは経済産業省がやっていて、国語分科会は、枠の外に置かれているなんてことを言うと、「そんなばかなことがあっていいのか」というのが大体普通の方の考えていらっしゃるようです。決して縄張的なことを申し上げるのではなくて、極端に言えば、もしこれが全部法務省に移って、そこに国語分科会があったっていいと思うのです。どこがやったっていいのですけれども、統一的な何かがあって、従来から国語審議会は文部省の中にあつたわけですから、そういう形のものがあって、皆さんの要望に対して、スタンダードを示していくということは非常に強く望まれているし、「当然そうであることだろう」と、むしろ思われているのではないかということを痛感しています。

いろいろ障害があるにせよ、そういうふうに持っていく第一歩と言いますか、「それに反対する人はもう委員から外す」という小泉方式か何かを決行しても、やった方がいいくらい、改革的なことかなと考えております。ある意味では、人名用漢字のことや、J I S漢字のことなんかがああいうふうに乱れてきたということは、国語審議

会がきちっとした方針を余り出していなかったということとも、やはり関係があるのではないかなということ、外側にいた立場としては考えたりしております。そんな感想を持っておりますので、これから大変だろうなと思っています。

○岩淵委員

今お二人の委員がおっしゃいましたけれども、「統一する」ということは大事だろうと思うんですね。

極端なことを言いますと、「J I S 漢字はなぜ文科省ではないのか」ということも言えなくはないのだろうと思います。そういう点では確かにそのとおりだと思うのですが、大学で学生やその他の人たちを相手にしていると、常用漢字表あるいは当用漢字表、どちらでもいいのかもしれませんが、このことについての問題もやはり考えなければいけないのだろうと思うんですね。

前にもちょっと申し上げたかもしれませんが、字形の定着がきちっとできていない。そこで、前期の国語分科会でしょうか、手書きをするということについての重要性を報告の中に盛り込まれているようですけれども、よく似た字の選別ができないというのが今の学生たちでもあるわけです。

確かに公の場に出すものについては、私のところの学生はちょっと特殊かもしれませんが、きちんと国語辞典を引いてきます。ですから、そういうものは間違いないのですけれども、小学校から中学校にかけて習ったはずのある種の文字については、非常に不正確になっているという点があるんですね。

そこで、もう一つ問題が出てきてしまったのですけれども、今、学生の持っている国語辞典というのは実は電子辞書がほとんどであって、紙の辞書を持っていないということなんですね。そうしますと、電子辞書の作り方にもよりますけれども、漢字の画数がワープロの画面と同じで、必ずしも正確に表されているわけではないという問題が出てきてしまって、うそ字を正確な字だというふうに覚えてしまうということもあり得る。こういうことを実は感じています。

先ほど、配布資料4の「国語に関する世論調査」の結果について説明がありましたけれども、これなんかも拝見していますと、見慣れているものについては確かにその漢字を打ち出すことは学生たちはできます。しかし、見慣れていないもの、「𪛗𪛗」だとか、「𪛗𪛗」だとか、これらは振り仮名付きで見ている場合もあるかもしれませんが、その場合は振り仮名の方を見てしまっているのだろうと思うのですけれども、こういう場合については、語は知っているけれども、実は書けない、あるいは選択することができない、こういうことも起きているのではないかなと思うんですね。

そういうわけで、教育の問題をここで取り上げるということは必ずしも第一の問題ではないだろうとは思いますが、字形を定着させるということが大事だろうと思います。それから、今、社会的に漢字が書けない人が非常に多くなっているように思います。漢字を書ける人というものをどこまで増やすのかということと、漢字検定のような特殊なものは、とにかく書けるという人、あるいは読めるという人が大勢出てくるのでしょうが、漢字を書けない人たちについての実態が明らかになっていないように思います。そういう点についても何らかの形で明らかにした上で、常用漢字表の問題を検討すべきではないかというようなことを感じております。

○甲斐委員

参考資料3に、これまでの漢字政策についての資料があります。これは、お願いですが、大正時代に「臨時国語調査会」が「常用漢字表」を作っているんですね。そし

て、昭和に入って、その「常用漢字表」を改定している。ここら辺りの、大正のときでも、かなり字についての考え方がよく出ていて、そして、その昭和の初めの「常用漢字表」、あるいは「字体整理案」というところを見てみますと、我々がこれから考えていこうとするときの、その原則というのが、そこに非常によく作られているように私は思っているのです。これを、是非とも資料として出していただくと有り難いと思います。

それがありますと、昭和17、8年の「標準漢字表」の案、それから、それを受けた昭和21年の「当用漢字表」という流れが非常によく分かってくる。この「当用漢字表」というものがどういう形でできたのかというところで、「進駐軍の差し金ではないか」とかというような間違った意見があるのですけれども、この「当用漢字表」というのが必然があるということのためには、やはり大正からの資料が欲しいと私は思います。これが一つであります。

それから、次は、先ほどJ I S漢字、人名用漢字のことが話題に出たのですけれども、J I S漢字というのはこれはどうしても専門用語、各界の必要に応じた漢字を増やさないといけないというところがあります。したがって、J I S漢字というのは私はこれからも更に増えるだろう、増やす必要があるものだろうと思っているのです。

それから、人名用漢字というのは、これは国民の個々の希望に応じるというところがあるものだから、これも、文化庁で何とか整理をするというのは難しいのではないか。「できたら文化庁が全体を統括する」という、さっきの阿辻委員の御意見に私も賛成でありますけれども、なかなか難しいと考えています。

逆に、常用漢字というのは、新聞や雑誌などの読み書き、国民全体を考える、教育を考えるということですから、これは、J I S漢字の方向、人名用漢字の方向とは違って、統制的な方向ということが必要なだろうと思うのであります。

先ほどの配布資料4に、「豊かな心をハグクむ」というのがありました。「育」という漢字に「ハグクむ」という訓を付けるというのがあったわけです。私も今、必要があって教育漢字を調べたんですね。そうすると、音訓の数が一番多いのは「上下」の「下」という漢字だったんですね。あれは12ぐらいある。それから、びっくりしたのが、「納得」、「納豆」の「納」という、あれは音訓が7個もあるんですね。

そういう中に、今の「育」というのもそうですけれども、今度我々が常用漢字表を見直すときには、漢字としてはそのまま残すのだというものについても、音と訓の上では、もう一度きれいに洗い直して、不必要なものは捨てる、必要なものは入れるというようなことを是非ともしていきたいというように希望しております。

○金武委員

常用漢字の見直しをするかしないかということになると思うのですけれども、こういう状況では、私は見直しをするということはまず必要だと思います。

現実に新聞が常用漢字並みに扱う字を増やしたということは、従来の常用漢字以外の字でも、だれでも読める字がたくさんあったということです。この調査にもありますように、「誰」とか「枕」のようなものはほとんどの人が使いたいと思っているような字で、そのほかにもいろいろあると思うのですが、問題は、新聞が39字増やした時に、その字を多少調べたことがあるのですが、やはりだれでも読める、書けると思っている、実際はそうでもないということが幾つかあります。

例えば、植物の「柿」という字を増やしたのですが、この「カキ」はだれでも読める。ですが、例えば「熟柿（ジュクシ）」というような音読みにしますと、ほとんど読めないんですね。つまり、「ジュクガキ」と言ったりして、「シ」という音が読め

ない。そういうような言葉が、新聞が増やした字の中でもかなりあります。例えば、「袖」という字を増やして、「ソデ」は読めるのだけれども、「派閥の領袖（リョウシュウ）」なんていう「シュウ」というのはほとんど読めません。ということを考えますと、常用漢字を増やす場合にかなりの調査が必要になります。つまり、特に若い人を中心として、どの程度意味が分かって読めるのかということの調査を是非していただきたい。もちろん漢字をどのくらい選定するかということもありますけれども。

書けるという調査、これはちょっと現在ではもう無理ではないか。つまり、常用漢字でも書けない人がたくさん出ている状況ですから、それ以外の字で書けることまで要求して、書けるものを常用漢字に入れるということになると、非常にそれは少なくなってしまう。現実には、こういうパソコン時代でありますから、読めればいいというふうに思っております。例えば、「顰蹙」とか「齟齬」とかが、「機械で打った場合でも仮名書きの方がいい」という結果が出るということは、そもそもこの漢字は読めない文字ではないかということですね。読みにくいから平仮名にしてしまう。ですから、「とにかく漢字の意味が分かって読める」という人が、調査して、例えば70～80%あるものは、常用漢字のプラス候補になるのではないかと考えております。

それから、逆に、同じように、常用漢字の中でも意味も分からず読めない字が幾つかあると思います。新聞でも既に11字を削除しておりますけれども、それはすべてが読めない字ばかりではありません。「付属」の「付」のように、こざと偏がなくともほとんど同じように使えるものについて、こざと偏のある方（「附」）を削除したというものもありますので、そういうものも含めまして11字です。

それ以外には、やはり読めない、意味が分からない、そして、実際の使用頻度も実は低いというような字は削除してもかまわないのではないかと。特に代表的なものは、天皇の自称の「朕」ですね。これは、現在ほとんど使うことはないと思いますので、こういうのを常用漢字に入れておく必要はないと思います。

ということで、前提として、読めるか、意味が分かるかという調査が、増やすにしても減らすにしても必要ではないかと考えております。

○林副主査

常用漢字、それから人名用漢字、JIS漢字、この三つの違いをどういうふうに考えていったらいいかということで、今感じておりますことを申し上げます。

私は昔、古い漢字音を調べるために、お香の染み込んだ経巻を開いて調べたりしておりました。それで、その時に強く感じましたのは、詳しく研究しようとすればするほど、言語という点から見ると、非常に特殊な世界に入っていくのではないかとということです。

その時に感じたことを基にして申し上げますと、ふだんだれもが使っている漢字は、あえて大きく分けると二つになると思います。一つは、「一般言語材」としての漢字、つまり、だれもがいつでも使っているような、あるいは使える必要があるような漢字、それから、「特殊言語材」としての漢字、必要な時に、必要な人たちが使っているような漢字です。

常用漢字は、「一般言語材」という、そういうカテゴリーで考える必要があると思っております。常用漢字というのは、国民のだれもがいつでも使えるようにしておきたい漢字ということです。それに対して、人名用漢字は、自分やその周辺の人たちが知っていて使えればいい漢字ですので、今、私の使った名称で申せば「特殊言語材」ということになります。

両極に、人名用漢字と、常用漢字のようなものがある。ちょうどその中間、と言い

ましても人名用漢字寄りですけれども、地名漢字というのがあります。地名漢字というのは、常用漢字ほどだれもがどこでも使えるようにしておく必要があるとまでは言えないかもしれないけれども、人名用漢字のように、その人やその周辺の人たちだけが知っていればいいというよりはもうちょっと広い。しかし人名用漢字の方に近いので、仮に「特殊言語材」と言うことにいたします。

ところが、個人のレベルで見ますと、この区別が非常に付けにくいんですね。つまり、例えば、私の名前は変な名前です、漢字も変な読み方をいたしますけれども、私にとってはこれは「一般言語材」と同じように、いつでもよく使っている。逆に言うと、最もよく使う漢字は自分の姓名で使う漢字かもしれない。だから、個人で見ると全体で見るとでは認識の仕方が違ってきます。しかし、私どもが検討するのは、全体として見る視点がやはり基本にあるべきでしょうから、今のような分け方ができるのではないかと考えているのです。

この二つには連続性があるのですけれども、やはり施策、政策的にはこれは分けて考える必要があるというふうに私は感じております。

人名用漢字に関して申しますと、実は、国語審議会が非常に慎重に字数を増やしてきたのに、法務省で検討された途端に、一挙に字が増えたということがございます。私は、ここには2種類の漢字の混同と言いますか、混乱があったと思います。

一つは、従来から使っている漢字。姓名の「姓」に用いる漢字はもう先祖代々ずっと使っているものです。法務省は、「現に使っているのだから、そういうものは認めなければいけない」ということで、そういう観点から検討されたのではないかというふうに推測されます。

しかし、姓名の「名」に用いる漢字は、これからどんどん新しい子供に名前を付けていくわけですね。こちらは、「今まで使っているから認める」という議論とは少し違って、やはり全く自由にどんなことでもできるというよりは、緩やかな国語施策の中にあった方がいいという考え方ができます。姓については、今更変えろというわけには行かない。「オオサワ」の「サワ」という字に古い字体「澤」を使っている人に、これを「沢」に変えろと言っても、なかなかうまく行かないでしょう。姓の方は、にわかに手を付けにくいけれども、名の方については、やはり緩やかな施策の中において考えていった方が、文字の政策としては、私は適当だと思うのです。けれども、そういう姓と名に使う漢字を区別しなかった。

要するに、今までのものを認めるという考え方と、これから付ける名前をどうしようかという二つの考えがあります。今まで認めてきたのだから、もう自由だというふうなことをやっていたのでは、施策も何もなく、漢字というものが非常に難しくなり過ぎますから、そのところはしっかり区別して、名の方は緩やかな国語施策の中で考えていった方がいいと思います。

この姓と名に使う漢字、それから「従来のものを認める」という考え方と、「これからどうする」という考え方、これらをどうも一緒にして議論した結果として、大幅な増加が行われたのではないか。今のような議論も含めて今後の漢字問題を広く考えていくには、例えば、この分科会のような会議がふさわしいと私は思います。大きく広く考えると、やはりそういうことだと思います。

それから、もう一つ、JIS漢字と常用漢字の関係ですけれども、これは今の常用漢字と人名用漢字の関係と大分違ひまして、例えですけれども、JIS漢字というのは、印刷屋さんにある活字の総体。これが要するにJIS漢字です。ですから、これはもうどんな特別な場合にも、とにかくみんながどうしても使いたいというものはできるだけたくさん入っていた方がいいというので、基本的に言うと、甲斐委員がおつ

しゃるように、これはもう少し拾っていった方がいいのかもしれませんが。J I S 漢字というのは、活字屋さんの、そろっている漢字のすべてということです。

一方、それをふだんどういうふうに使っていったらいいのでしょうかというのが、常用漢字の問題です。一方は印刷屋さんの活字で、一方は使い方の問題と言えます。言わばデータベースの中に入っている情報の問題と、それをどういうふうに使うかという方法の問題というのが、J I S 漢字と常用漢字の関係だというふうに思いますので、これも、一緒に議論をし始めますと非常に複雑な議論になると思います。そのこの区別はきちとした上で、考えていく必要があるのではないかと考えています。

○松村委員

配布資料4「国語に関する世論調査」の説明の中で、「聞き方の違いによって結果が違ってくこともあるのではないか」というような話がありました。常用漢字について、資料4-①では、「常用漢字にない漢字であっても積極的に使っていくべきだ」という意見が大変多いけれども、小学校・中学校という教育の世界を出していくと、「今のままで特に不都合はないので」というような意見が多くなります。常用漢字表について、漢字全体について、今のままでよいのか、必要に応じて見直すのか、ということですが、実際に学校で子供の教育に携わっていると、先ほど岩淵委員がおっしゃっていたことは、やはり小・中学校の現場ではもっと顕著な現れ方がある、漢字を余り日常生活の中で使えないような実態があります。

そういう中で、常用漢字を、先ほどのJ I S 漢字とのかかわりから、「社会がこういうふうになっているので、それに応じた見直しを考えていこう」という方向に安易に行ってしまうと、それを、これからどう使いこなしていくのか、使いこなす実際の子供たちの立場に立つとどうなのだろうかという、その辺をもう少し考えていきたいと思っている立場から、この漢字小委員会に入れさせていただきました。

ここに来る前に、ちょっと教科書のいろいろな文学作品をばらばらとめくってみました。そうしましたら、中学校の3年間で、昔からもう古典のように入っている作品が幾つかあるのですけれども、今は、中学校2年生で、どの教科書にも入っていると思うのですが、「走れメロス」という太宰治の作品があります。あの作品には、大変漢語が多く出ていて、しかも常用漢字以外の漢字が非常に多い。それには当然仮名が振ってあります。それでは、子供はそれをどういうふうに読むのかというと、やはりあの漢語の、文章全体のリズム感で読んでいってしまうのでしょうか、抵抗は余りないんですね。振り仮名が付いていることをそのまま受け入れて、内容的には、かなり理解できるのではないかというふうに思っています。ですから、今の常用漢字以外の漢字を振り仮名を付けて読んでいくということで、あれだけの文学作品を読むことができるのだということを、一つは思っているんです。

いろいろな議論の中で、中学校卒業までにとにかく新聞記事に振り仮名を付けなくても読めるような、そういう中学生を育てたいという意見も聞きますが、一方で、漢字をなかなか書けない子供が増えているという現状もあるのです。そこで、今、小学校卒業までに習得しなければならない学年別の配当漢字と、それから中学校卒業までに大体は読めるようにしておきたい常用漢字がどう子供たちに定着をしているかという、その現状と、それから、社会一般で使われている漢字は増やす方向で行っているという現状を見比べながら、今後の漢字の在り方を考えていきたいと思っています。

常用漢字ではないけれどもよく使われている漢字を入れ替えながら、余り全体としては負担が増えないような方向でと私自身は今は考えているのですけれども、やはり、漢字のこれからの方向ということで、それが学校教育にもこの後、響いてきますから

委員の皆様のお意見を伺いながら、自分としても、勉強し、考えていきたいと思っています。

○松岡委員

大きく言うと、情報を受ける場合と、出す場合とがあって、受ける一方だったら、ほとんどだれにも自分の間違いも知られないわけだし、問題はないわけですよ。

それで思い出したのが、これは私がまだ大学を出立てで、ある劇団の研究生だった時のことです。昔、出版社で名編集長だったという方が、その劇団の理事長だったんですね。その方が、ある時しきりに、「あいつの考え方はトセンだ、トセンだ。」とおっしゃるんですよ。それで、私は、「えっ、トセンって何」って思いました。要するに「杜撰」という言葉を漢字で見て、文脈でそういう意味には、お取りだったのでしょうね。でも、それを発するときには、「ズサン」とはおっしゃらずにというか、おっしゃれずに、「トセン」と言った。だから、黙っている場合は、何の問題もないけれども、発信するときにおかしいことになるのだと思うんですね。

それから先ほどの地名でも、これもつい最近なんですけれども、東名高速を走っていましたら、それまで私が「ハタノ」と読んでいた「秦野」という地名のルビに「ハダノ」と書いてあるのに気付きました。長年走って、地図も見ていたけれども、「ハダノ」だとは知らなかったんです。

それも、やはり黙っていれば問題はないけれども、人に何か言うときに、その土地の人に「ハタノ」と言ったら、「いや、そうじゃない、ここはハダノだよ。」と多分間違いを指摘されると思うのです。そういうことが、多分今の日本語の問題の中には潜在していると思うんですね。

特に、手書きではなくてワープロで発信するというようなときには、自分が正しく読めなくても、それを肉声を使い、自分の手を使って、言わばヒューマンな形で発信していないと、間違っただけで間違ったまま自分の中で定着してしまうという危険があるのではないかなということ、このごろ考えているんです。

ですから、国語の施策、常用漢字の見直しというのでも、先ほど「調査をまず」という御意見がございましたけれども、常用漢字の見直しということでも、実際に漢字をどう読んで、どう使っているかということも、この漢字は要るとか要らないとかの前に、大変かもしれないけれども、調査していかないと本当の見直しにならないのではないかなということは感じますね。

読むというのも黙読している限りは、間違っていようが何だろうが問題ないのだけれども、音読した途端に、それこそ正しいものと間違っただけのものが顕在化するのだと思うんですね。

私自身の経験から言うと、自分の翻訳した戯曲を俳優さんに読んでもらうわけなんですけれども、「これはもしかしたら間違えるかもしれないな」というふうにちょっと不安があるのは、あらかじめルビを振っておくのですが、「これは必要ないだろう」と思うようなものも読めないことがある。読むことが専門であるような俳優さんたちでさえそうだから、そうではない人たちはどれほどかということを感じています。

○杉戸委員

私は、お話を伺いながら、やはり調査ということを考えておりました。これは前回の分科会の折にも申しましたが、今日、資料3で、説明はそこまで詳しく立ち入れなかったわけですが、3ページに、「今後の漢字政策の在り方を検討するに当たっての態度・方針」という項目が挙がっていて、その(2)あるいは(3)辺りが、その

ことに関係するものだと思って読みました。特に(2)の最後に、私の勤め先の国立国語研究所が出てきます。その協力というか、その調査について、その任務を掲げていただいています。

そのことを思い出しながらですが、例えば今日の参考資料3でしたか、アンケートの結果が紹介されました。その中で、「手で書くときはどうでしょうか」、「ワープロや機械を使って書くときはどうでしょうか」という、そういう書く活動をするときも、その道具、手を道具と言っているかどうかはありますが、何によって書くかという、そういう質問があるわけです。私は、常用漢字について考えるときに必要な観点として、「何を書くときに」という、そういうこともあっていいのではないかと思います。例えば、どんな文章を書くときに常用漢字を意識するか。あるいは、私的なもの、公的なもの、いろいろあるわけですが、それをどんな立場で書くときに常用漢字を気にするのかという観点が、調査では必要だと思います。これは、先ほどの説明の中でも「国語課に来る前は「頃」と漢字で書いていたけれども、国語課に来てからは常用漢字表を常に意識しているので、「ころ」と平仮名で書くようにしている。」というようなお話が氏原主任国語調査官からありました。例えば、そういうところが、国民の言語生活の非常に常用漢字に関係する具体的な姿だろうと思うのです。

常用漢字表の前書き、今日も、『国語関係訓令・告示集』の19ページにあるのを読み直してみましたが、この常用漢字表というのは、法令とか公用文書など、一般の社会生活において書き表す場合と書かれていて、何を書くのかということについて、ある範囲が示されているんです。それから、逆に、その「2」の項目で「この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼそうとするものではない」という、その対象外の規定も書いてある。

それについて思いますのは、先ほど申しました「何を書くときに常用漢字を気にするか」ということが一つあります。それから、もう一つは、やはりこれもアンケートの説明を聞きながら思ったのですが、回答者の大半は、この常用漢字の前書きに書いてある「1」の法令とか公用文書を書くことを、実際の言語活動としては行わない人が多いだろうということです。つまり、逆に言うと、それらを読むことは多い、そういう人たちがこの回答者の大半であろう、そういうことを思います。

それから「齟齬」とか「齟齬」という項目が挙がっていました。最近、若者たち、話し言葉では「ヒンシュク」とか言っているようなのですが、つまり、それは話し言葉ではあるけれども、書き言葉で「ヒンシュク」と言うかどうか。もし書くとしても、漢字で書くかどうか。「齟齬」の方に関しては、若者たちにとっては一概に言えるかどうか分かりませんが、話し言葉としては使わないだろう。書き言葉としては、読む方ではお目に掛かるかもしれないけれども、書き言葉としては自分では発信しないだろうということを思います。つまり調査のときに、「文字」の単位、あるいはその「文字の読み」の単位を超えて、「語」の単位の調査も必要であろうと、こんなことを考えながら、聞いていました。

申し上げたかったことは、「何を書くか」というような常用漢字表の及ぶ範囲についてのデータも今不足しているのではないかとということ。それから、「文字」やその「読み」に関する情報も含めてですが、その文字が使われるときの「語」の単位の情報も必要であろうということ。そのことは、繰り返し申しませんが、常用漢字表の前文の「1」と「2」に書いてある。つまり常用漢字の性格について、あるいは国語施策の中の常用漢字表というものの位置付けについての議論が必要だということが、今日の冒頭の説明にありました。そのことに、かなり深いところでかかわることが、今申し上げたようなことになるのではないかと、そういうふうに思ったのです。

私は敬語小委員会に分属させてもらいましたが、できるだけこの漢字小委員会にも出席したいと思っております。というのは、「どういう調査が必要か」という御議論があるときには、忘れずに、承って帰って、しかし、それが100パーセント研究所の仕事としてできるかどうか、これは、その都度考えさせていただくしかないのですが、その立場で伺いますので、引き続きよろしくお願いします。

○小池委員

ちょっと決め付けみたいな議論になるかもしれませんが、現在の常用漢字のベースになった当用漢字の基本モードというのは、「大衆社会の中でコミュニケーションを円滑に効率的に進めるために」というところに、一番大きな重点が置かれていたと思うんですね。その考え方をクリエイティブ (creative) かどうかということで見ると、クリエイティビティー (creativity) として、私はどうしたって低いものにならざるを得なかったと思います。

ところが、そうやってスタートした漢字施策だったと思うのですが、今の学生は、就職するにも、エントリーシートが書けないともう相手にしてもらえないというような状況ですし、メールで、くだらないとは言え、文章を書くという、そういう生活が普通になってきた。社会人になればなおさらのことということで、文章生活の上でクリエイティブであるということが非常に求められる時代に既になってしまいました。これには、電子機器のワープロの登場ということが非常にあずかって大きかったと思うんですね。それがどんどんすごいスピードで進んでいるわけです。

今日の会議でも、国語分科会が、JIS漢字だとか、人名用漢字、地名漢字の方にキャッチアップ (catch up) していないという議論がありましたけれども、これは、そういう状況を考えるとやむを得ないのではないかなと思うのです。縦割り行政というものも、そういう関係を増幅してきたのかなというふうに思います。

では、漢字生活がクリエイティブになって、非常に今いい状況なのか。その前に、そういう生活のニーズ、どんどん生まれてきている生活のニーズにこたえるために、JIS漢字の規格も拡大してきているわけですし、旧国語審議会の結論とのズレも大きくなってきた。そういうことを考えて、この漢字小委員会がこれからどういうことを打ち出していくかということを考えれば、常用漢字をもう少し増やしていく。私はそういう議論になってくるべきだろうと思います。

また、世の中の話に少し戻りますが、クリエイティブになってきている、だから、これから、大衆社会のコミュニケーションというのは非常に活発になり、平たく言えば良くなるというふうにばかりは言えない面も一方ではあるだろうと思うんですね。それは、何にでも出ていますけれども、二極化というのが進んでいまして、そういう一見豊かな漢字生活に入っていく人と、漢字が書けないという人とが出てきている。

それから、大学の講義のレジュメを作っているときに、いつも思いますが、例えば「世阿弥」という漢字を打ち出して、「ルビを振ろうかな、今どきの学生は読めないかな、でもまあ、これぐらいは…」と思うのです。しかし、結果的に打つのは、漢字を書けない、読めないという学生が増えているということと、もう一つは国際化しているということからなんですよ。韓国や中国の留学生が、現実にかかなりいるということを見ると、やはり、結論としてはルビを打つということになります。彼らがレベルが低いという意味ではないですよ。漢字が読めない、書けない日本人と、それから、当然のこととして、漢字の力が十分ではない人たちがいるという、そういう意味での、つまり大きな意味での二極化が進んでいるというのも、今の日本の現実だろうと思うんですね。

そういう中で、一つは常用漢字はやはりもう少し緩やかにしていくという方向性が考えられるべきだということと、もう一つは、もう少し私たちの漢字生活が進化する必要があるのではないかなと思います。クリエイティビティー豊かに使える漢字の持ち分を増やしていく、ポテンシャルティー（potentiality）を高めていくということと同時に、漢字生活としてはちょっと雑駁に聞こえるかもしれませんが、「余り使わない生活」と言いましょうか、やたらにひんしゆくを買うような「顰蹙」という字を打ち出して平気であるとかというのではなくて、漢字は少しでも仮名に開いていくとか、あるいはルビを振っていくとか、そういうような、これまで私たちが余りやってこなかった、着眼としてそんなにしっかりとこなかったことにも配慮する新しい漢字生活への提言というのも、これからの時代には必要ではないかなと思います。

「手書きの勧め」というものも非常に大事な論点だと思いますけれども、同時に、そういう仮名に開くとか、ルビを振るとかという、一見漢字とは少しズレてくるかもしれませんが、そういうことにも言及していく必要があるのではないかなというふうに、個人的には考えております。

○前田主査

調査のことなども伺いまして、いろいろと調査のやり方が難しいなというふうに思いました。今、話題になりました「顰蹙」とか「齟齬」とか、私自身は、若い人向けの、「コバルト文庫」とかああいう小説の漢字なんかを調べていたりするのですが、大体片仮名で書かれることが多いですね。「顰蹙」を平仮名で書いてあるというのは今までほとんど見ていない。しかし、漢字を使っているのも割に少なく、むしろ、漢字を使うにしても振り仮名を振る、あるいは、そういうふうな字は大体片仮名になっていることが多い。

こういうふうなことに、ちょっと不十分な調査で、うろ覚えですけども、調査の仕方というのなかなか難しいと思います。しかし、調査があつて初めていろいろと意見が言えるわけで、私自身、前の国語審議会で、表外漢字字体表の時にいろいろと勉強させられまして、自分で思っていた予想が覆させられることがしばしばありました。今度の問題でも、やはりいろいろ調査をしていただくと、先入観で思っているようなことが違っていたりするようなことがあるのではないかなと思っています。

そういう点で、この委員会も、最初に戻って、全体的、総合的に考えていく必要があるのではないかな。取りあえず、こういう調査をすべきではないかな、その上で、考えていきたいというふうなことをどんどん出していただいて、その全部を終えることは難しいわけですけども、しかし、なるべくそういう調査に基づいた判断というものを尊重していきたい。

それにつきましては、漢字を実際に使用する立場と、漢字を使った文章を読む立場とでは食い違いがあるというのは、これは皆さんの御説明の中でも感じましたので、そういった点も反映させながらやっていくことが必要かなと感じました。

○阿辻委員

資料4の①②のアンケート調査の結果を先ほど御説明いただきまして、私はこれは不思議ではないという印象があります。

まず、①については、1,945字の常用漢字が掲げられている。それに入っていない文字でも使っていくべきか、そうではないかというものです。1,945字で構成される常用漢字表の中身というのは、普通一般の人間は知らないのでありまして、「頃」という字を、先ほど、氏原主任国語調査官は御自身の経験を語っていらっしゃいました

けれども、あの「頃」という字が常用漢字に入っていないというのは、ほとんど社会では認識されていないに違いないわけですね。

このアンケートをお取りになるときに、例えば、常用漢字の一覧表を見せて尋ねるのと、見せずに、事柄として「1,945字の常用漢字表が」という言葉だけで尋ねるのとでは、答えは大きく違うはずなんですね。

同様に、②の調査につきましては、1,006字を習うという、「1,006」という数が出ていて、それに対して1,945という数も並置されていて、ここで約2倍近いイメージ

を持つわけですよ。そうしますと、「小学校の2倍もあれば、もう、それで十分ではないか」というように、普通は考えてしまいがちなんですね。

もし、今の前田主査からの御提案の調査ということになるとすれば、「一般の国民にとって常用とは何ぞや」ということを聞くのに、例えば、二つやり方があると思うのです。一つは、常用漢字表の文字を全部掲げたものを見せて、「この中であなたが絶対使いそうにない文字はありますか。」と聞けば、例えば「御名御璽」の「璽」とか、「朕思うに」の「朕」とかが挙げられるのではないかと。「戸籍謄本」や「謄写版」の「謄」も挙げられるかもしれません。現在はもうガリ版なんていうものはありませんので、「戸籍謄本」ぐらいにしか使わないわけですよ。というふうに、時代に応じて、使われる文字、使われない文字というのは当然、常用漢字表にはあるわけで、その表の中で、「これはおれにとっては常用ではない、私はこんな字は使わない」というようなものは、恐らく挙げられてくるに違いない。

もう一つは、常用漢字は全く伏せてしまって、例えば、JIS漢字の第1水準だけを出してみても、「この中で不要と思われる文字はありませんか。」と問い掛ければ、例えば「頃合い」の「頃」というのは、恐らく削られることはないだろうと思うわけですね。第1水準には入っているけれども、常用漢字には入っていないという「頃」というのは、多分その条件を満たす漢字だと思います。

私どもにとっては常用漢字表という存在が前提になるのですけれども、先ほどから皆さんがおっしゃっている「一般国民の言語生活」というレベルでは、果たして常用漢字表がどれほど身近な存在なのかということは、もう一度考え直す必要があるのではないかなという気がいたします。

○林副主査

先ほどは、常用漢字のことについては余り申しませんでしたので、それについて私の考えていることを二つ申します。

一つは、今、阿辻委員がおっしゃったことと関係がありまして、常用漢字には、見る人によって二つの面があるだろうということです。

常用漢字表というのができますと、これは言わば使用基準ではありますが、そういうものを非常に意識せざるを得ない、そういうものにこだわらざるを得ないという分野がありますね。教科書やそれから新聞等です。新聞も39字増やしたけれども、これは意識しているからこそ増やすわけです。一方、一般の人たちは、もうおっしゃるとおり、常用漢字にこの字が入っていたかどうかなんか、ほとんど気にしないし分からない。しかし、どういう形で常用漢字が身に付いてくるかというと、学校で覚えさせられますから、習得してきた漢字が常用漢字の範囲内ということで、大体の範囲としてとらえられている。また、出版社や文筆業の方なんかは、常用漢字というのをもう少し厳密にとらえているという、この両方がありますから、私どもとしてはその両面性を意識しながらも、一般の方々がふだん使う漢字というところに基本が置

かれる必要があると感じています。このことが一つです。

それから、こういう漢字の制限は、幾たびにもわたって見直しが行われてきましたが、私も、常用漢字に限らず言葉に関する施策というのは必ず定期的な見直しが必要だと考えています。その前提として、前田主査が幾たびもおっしゃいましたし、それから杉戸委員のお言葉にもありましたように、やはり調査は定期的にやっていく必要がある。そういう計画性は、国語施策としては必要だと思います。例えば、本格的調査は20年置きにやるように一応原則は決めておくとか、決めておきながら、状況が変わったら、その調査計画自体を見直して、とにかく定期的にやっていく。しかし、もちろんですが、調査をすることと施策を変えることは、必ずしも同じではありません。

こういう施策というのは、社会や生活が変わってくれば使う文字にも変化が出てきますから、これは中長期的に見ると必ず改定は必要なんですね。使用基準というものは、そういう宿命を持っているというふうに思います。ですから、適当な時期に適当な改正を行うということが、非常に抽象的だけれども、その目指すべきところでありまして、それを実行するためには、きちっとした計画性のある調査と、計画性のある審議が必要だと考えるのです。そういう意味で、今回の審議は時宜を得ており、見直しは必然だと感じております。

○甲斐委員

先ほどから、漢字の様々な調査が必要だという話が出て、私も是非とも国語研究所で配慮ある調査をしていただきたいと思いますと思っております。

今日はそれ以外のことで、調査の結果についてですが、例えば『国語に関する世論調査』の49ページの③で、先ほど、私は「豊かな心をハグクむ」を申したのですが、けれども、その下の(5)番に、「マクラが高くて寝付けなかった」というのがある。この「マクラ」というのは、これは調査すると、多分かなり読み書きできるだろうと思うのです。しかし、これをこれまで入れなかったということは、多分、「枕」という日常生活に最も必要なものということ以外に、これを用いたほかの熟語が少ないということがあると思うんですね。これは、ちょうど、先ほど申した大正時代の漢字表から動植物名を外したという、それと同じような傾向だろうと思うのです。

したがって、見直していくときに、調査を是非ともやっていく。現在の漢字表からどれだけの字を削り落とすか、どれだけの字を追加するかということは当然に必要なことですが、そのときに、別の視点というものの、やはりこの委員会でするだけ作り上げていくということをお願いしたいと思っております。

○金武委員

今、甲斐委員がおっしゃったように、これまでの当用漢字、常用漢字の選定方法の中に、だれでも目にするものであっても、こういう方針で除外するという形で常用漢字から除外されたものがあるかと思います。

例えば、固有名詞に使われるものは除外するというで、「岡山県」の「岡」のような、だれでも読めるものが入っていない。あるいは「フジの花」の「藤」が入っていないとか、そういう前提があったと思います。

それから、「頃」にしても、「誰」にしても、これは平仮名で書いても読み間違えないし、熟語がほとんどないというようなことで除外されたのではないかと思います。今回の見直しについては、その方針をどうするかということも当然含めて考えなくては行けないと思います。

それから、「岡」や「藤」が入らなかったというのは、固有名詞は考えないということだったのですけれども、今回は固有名詞も含めてということです。特に、人名用漢字が今回のように増やされたということは、国語施策において、固有名詞を検討の最初からずっと除外してきたことで結果的にこういう状況になったわけです。やはり漢字を使うということ、つまり日本語の表記の一環ですから、固有名詞であっても、全く漢字施策から切り離すということは難しいのではないかと思います。

だから、個人が使う固有名詞について、個人の名刺でどう使おうとそれはもう全く自由なんですけれども、新聞雑誌、公文書などで固有名詞を扱う場合に、ある程度の基準というものを設けておかないと、現在のように非常に混乱してくる。

例えば、地名において、「塩竈市」の「竈」とか、あるいは「龍ヶ崎市」の「龍」とか、最近では「葛城市」が奈良県にできましたけれども、「葛」という字ですね、こういう字体がいろいろある漢字について、固有名詞は全く自由であるという前提があるようなので、塩竈の場合は、市は難しい「竈」を使っている、警察署やその他、駅名などは易しい「釜」になっていて、新聞が実際に紙面で使用する場合には、非常に統一が取りにくい。一々字体を調べて使い分けるといような状況がありますが、もし固有名詞を問題にするのであれば、字体の問題についてもある程度の基準というものを決めないと、固有名詞を取り上げる意味がないのではないかと思います。

特に人名用漢字で、従来の人名用漢字では、国語施策に従ってと言いますか、いわゆる旧字体というものを「当分の間、名前には使用できる」という許容字体という扱いで残しておいたものを、全く同格としてしまっただけで、正に「文化庁」の「庁」の旧字体「廳」も「庁」と同等に使えるようにしてしまったわけです。人名用漢字であっても今までは一つの字体で字体の基準を示してきたのに、もう全く混乱してしまったというようなことがありますので、その点も含めて、これからどういうふうに固有名詞を考えていくかということは難しいのですけれども、何とか、納得できるような固有名詞の表示の仕方がまとめられれば、非常にいいのではないかと思います。

○前田主査

それでは、今日の協議は以上で終わらせていただきます。この次には、さらに個別のことにつきまして説明をしていただきながら、議論をしていきたいと思っております。